

## 犯罪収益の剥奪及び犯罪被害回復制度の確立に向けての提言

### 第1 提言の趣旨

一般市民に対して大規模な被害を及ぼした組織的な犯罪について、国が犯罪被害財産を犯人から確保・剥奪し犯罪被害者に分配するなどして被害回復を図る制度を、関連するその他の諸制度との関係等を検討の上、速やかに整備すべきである。

### 第2 提言の理由

#### 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律について

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下、「組織的犯罪処罰法」という。）の立法に当たっては、日本弁護士連合会は、弁護士報酬が犯罪収益と認定されかねないおそれ、構成要件が曖昧な組織的犯罪に対する重罰化、判決前の没収保全手続を認めている点で無罪推定原則に抵触する、などの理由から立法化に反対してきた。そのような立場を維持しつつも犯罪被害者等基本法の制定を受けて、犯罪被害者支援の立場から新たに犯罪被害財産につき、これを犯人から確保・剥奪し、犯罪被害者に公平に分配する手続の整備を提言するものである。

#### 2 犯罪被害財産である犯罪収益等の没収禁止等

組織的犯罪処罰法 13 条 2 項は、犯罪収益等が犯罪被害財産（「犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産」をいう）であるときは、これを没収することができないと規定している。また、組織的犯罪処罰法 16 条 1 項ただし書は、同様にこれを追徴することができないと規定している。この趣旨は、国家による没収・追徴を控えて被害者の原状回復を優先させ、被害者保護を図る点にある<sup>1</sup>。

ところが、次項に述べるとおり、組織的犯罪処罰法の上記規定は、犯罪被害財産である犯罪収益等を犯人のもとに残すことで間接的に被害者の保護を図ろうとしているので、結果として犯人が犯罪収益等を利得したままになり得るという重大な欠陥がある。それゆえ、ヤミ金融や振り込め詐欺といった、多数の一般市民（消費者）を対象にした組織的犯罪による被害者を保護する機能を発揮していない。

### 3 没収・追徴禁止規定の問題点

#### (1) 現実には被害者が私法上の権利を行使することは困難である

現実には、組織的犯罪の被害者が犯人に対して、損害賠償請求権等の私法上の権利行使をすることは、極めて困難を伴う。

例えば、犯人が暴力団関係者である場合、その報復等をおそれるなど強い心理的な不安にさらされているため、被害者が自ら積極的に権利行使することは少ない。

また、近年社会問題化しているヤミ金融や振り込め詐欺等の組織的犯罪事案では、被害者には、犯人の住所及び氏名など、相手方を特定する情報を入手できないことが多い。捜査機関に比べ、被害者が犯人を特定するための調査手段や能力は貧弱であり、調査が極めて困難である。現金を振り込んだ預金口座を手がかりに口座名義人を特定しようとしても、金融機関によっては、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に対してすら回答を拒絶する場合も多いし、捜査機関も犯人検挙に至るまでは捜査の秘密上これを回答しないのが実情である。振り込め詐欺の被害者が、振込先預金口座を差し押さえるため、口座名義人を被告として民事訴訟を提起して判決を取得しようとしても、被告が特定されていないことを理由に仮差押え命令が発令されなかったり訴状却下される例もある。犯人が検挙された場合においても、振り込め詐欺等のように多数の被害者が全国に散在している事件では、起訴に至るのはごく一部の被害にとどまり、多くの被害者は、犯人検挙の事実すら知らされず、被害回復を求める機会を逸してしまう。

また、架空請求など比較的少額の被害が全国各地に多発した場合、総額では莫大な被害になっても、一人一人の被害者にとっては、被害が少額であるため回収見込や訴訟費用等の点から泣き寝入りしてしまうことも多い。

#### (2) 現行法の没収では被害者は救済されない

ヤミ金融の帝王と呼ばれる指定暴力団山口組系旧五菱会実質ナンバー 2 の K 被告人外 2 名の刑事事件では、出資法違反の犯罪行為によって被害者から得た利息等で購入した割引金融債等の財産合計約 97 億円相当について、検察官は、犯罪被害財産に当たらないとして<sup>2</sup>、没収・追徴を求刑した。しかし、東京地方裁判所は、犯罪被害財産を限定的に解釈することはせず<sup>3</sup>、没収及び追徴を認めない判決を下した。犯罪被害財産が被害者による犯人に対する私法上の損害賠償請求権の行使等の引き当てになる可能性を配慮したものである。しかし、有志の弁護士グループが K 被告人に対し、東京地方裁判所では被害者 128 名（二次提訴まで）を原告として合計約 1 億 6600 万円、松山地方裁判所では被害者 5 名を原告として合計約 1860 万円の損害賠償請求訴訟を提起したが、これらにより被害が回復されるとしても氷山の一角に過ぎない。弁護士を含め民間の立場では、捜査機関の収集した被害者リストにアクセスできないため、極めて限定された被害者しか私法上の権利を行使する機会がないのである。このように被害者が広く救済されない反面、犯人らの手に莫大な犯罪収

益が残る不合理が現実化しており，最近摘発された暴力団を背景にする振り込め詐欺グループの事件でもその二の舞になるおそれがある。

この点，立法当時の法制審議会刑事法部会では，犯罪被害者の救済についても法制の整備が必要であるとの意見もあり<sup>4</sup>，まさに旧三菱会ヤミ金融事件において，立法当時から指摘されていた問題点<sup>5</sup>が露呈してしまっている<sup>6</sup>。

このように犯罪被害者が自助努力のみによって犯人に対し適切に私法上の権利行使をすることが現実的ではない以上，没収・追徴禁止規定がその本来の趣旨としていた被害者保護のために有効に機能する前提が存在しておらず，かえって犯人が犯罪収益を隠匿することを許している。

#### 4 犯罪被害財産の確保・剥奪と新たな分配制度の創設

##### (1) 犯罪被害者等基本法の成立

第 161 回臨時国会で成立した犯罪被害者等基本法は，同法 4 条において，国が犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し，実施する責務を負うとし，犯罪被害者等の権利利益の保護を図る目的を達成するため，同法 9 条において，政府が必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとしている。さらに，同法 12 条は，国及び地方公共団体は，犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため，犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助，当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な措置を講ずるものとする，とされている。

このように犯罪被害者等基本法の趣旨に鑑みて，国は，同法 4 条，9 条及び 12 条に基づいて，組織的犯罪被害者の損害賠償請求の実現のための問題点を解決すべきである。

##### (2) 犯罪被害財産を犯人から確保・剥奪し犯罪被害者に分配する制度の創設

犯罪被害財産を犯人から確保・剥奪し犯罪被害者に分配する制度としては様々な方法が考えられる。

- ア 組織的犯罪処罰法の没収等禁止規定を改正して，犯罪被害財産についても没収・保全できる制度とした上で，いったん国が没収又は追徴したうえで被害者が判明している場合には分配する制度<sup>789</sup>
- イ アメリカのように，没収した財産を基金に入れて，被害者は基金から被害回復を受けるような仕組み
- ウ 公正取引委員会あるいは新たに設置する独立行政委員会に対し，違法な活動を行う業者を取り締まる民事上の権限（第三者の回答義務を伴う照会や立入調査権など強力な調査権限，差止請求，民事制裁金など）を付与して，保全した財産を被害者に配当する手続（財産管理人制度等）を整備すること

日本弁護士連合会は、犯罪被害財産の確保・剥奪及び分配に関する調査・研究を今後も積極的に行っていくが、国内においては、上記のような制度、仕組みをも参考としつつ、犯罪被害財産を犯人から確保・剥奪して犯罪被害者に分配する制度を速やかに整備すべきである。ただ、その制度設計のあり方については、関連するその他の諸制度との関係等を踏まえ慎重に検討がなされるべきである。

以上

<sup>1</sup> 立法担当者らの執筆による三浦守 = 松並孝二 = 八澤健三郎 = 加藤俊治・新法解説叢書 16「組織的犯罪対策 関連三法の解説」2001年・144頁は、「犯罪収益等は、本来、犯人から奪すべきものであるが、被害者がその財産について正当な権利を有し没収ができない場合又はこれに準ずる場合であって、犯人からこれを没収することによって、被害者の犯人に対する損害賠償請求権など私法上の請求権の実現を困難にすることが被害者保護の観点から適当でない認められる場合には、没収・追徴を控えるべきものと考えられる。この点は、財産犯のいわゆる贓物に限らず、犯罪収益が被害者から犯人に財産や価値が移転することによって生じたものである場合には、被害者は、その保有する財産を現に失い、犯罪収益について正当な権利又はこれに準ずるような密接な利益を有し、その原状回復を求めうるのであるから、その原状回復を優先させるために、没収・追徴を控えるべきものと考えられ、このような場合の没収ができないものとされた」と解説する。

<sup>2</sup> 検察官は、論告において、「犯罪被害財産とは、没収等対象財産から被害回復が図られることが客観的かつ具体的に見込まれると刑事手続において認められるものをいい、これに当たるためには、刑事手続上、犯罪行為及び被害者が特定されていること、すなわち、被害者の財産と没収等対象財産との結びつきが明らかであることが必要であると解すべきである。このような解釈が合理的であることは、個々の犯罪行為又は被害者が特定されない場合においては、これを没収できないこととしても被害回復に資する見込みに乏しいだけでなく、犯人に犯罪収益等を利得させる結果となりかねず、上記の立法趣旨に反することになりかねないことから、明らかである」との解釈を示した。

<sup>3</sup> 裁判所が理由とするところは、組織的犯罪処罰法 13 条 2 項、16 条 1 項ただし書が犯罪被害財産の没収及びその価額の追徴を禁止する趣旨は、犯罪収益等が被害者から犯人に財産や価値が移転することによって生じた場合、被害者は、その保有する財産を現実に喪失するとともに、被害回復という意味で当該犯罪収益等について密接な利害関係を有するため、被害者保護の観点から没収・追徴を許さないとしたことにある、犯罪収益等である犯人保有の財産については、被害者が上記意味で密接な利益を有するとはいえ、必ずしも被害者の所有物に限られず、犯人帰属の財産と化しているものを含むから、その財産を直接に返還する方法によって被害者保護を図るのではなく（なお、押収した被害者所有物については被害者還付の制度がある）、被害回復は被害者による犯人に対する私法上の損害賠償請求権の行使等の民事手続に委ねる一方で、当該財産がその際の引き当てになる可能性に配慮して、その没収・追徴を禁止し、もって被害者を間接的に保護することにした、組織的犯罪処罰法 13 条 2 項は犯罪被害財産を文理上特段の限定をしていない、組織的犯罪処罰法 10 条 1 項の犯罪行為に係る犯罪収益等（13 条 1 項 5 号）及び 10 条 1 項の犯罪行為により生じた財産（13 条 1 項 6 号）についても、これが犯罪被害財産であるときには没収・追徴が禁止されることは明らかであるが、他方で、10 条 1 項の犯罪行為が成立するには、隠匿等に係る財産が犯罪収益等であることを基礎付ける犯罪行為（以下「前提犯罪」という）が具体的に特定されること、すなわち、前提犯罪が訴追され又は訴因として具体的に明示されることは必要ではなく、また、前提犯罪が 13 条 2 項に掲げる犯罪である場合に、喪失した財産と犯罪収益等との結び付きのある被害者が具体的に特定されることも必要でない。そうすると、13 条 1 項 5 号及び 6 号の財産に、被害者から得た財産であるが具体的な前提犯罪やその被害者が特定されないものが存することは当然に予定されている、前提犯罪やその被害者が刑事手続上特定されていなくても 13 条 2 項の被害者保護の趣旨が妥当する、前提犯罪やその被害者が刑事手続上特定されるか否かは検察官の訴追裁量や立証意欲、捜査の進ちょく状況等によっても左右されるところ、かかる事情によって被害者の保護が左右されるのは不合理である、組織的犯罪処罰法は、犯罪被害財産である犯罪収益等を犯人のもとに残すことで間接的に被害者の保護を図ろうとしているのであるから、結果として犯人が犯罪収益等を利得したままになり得ることも、同法の予定するところというべきである、というものである。

<sup>4</sup> 前掲注(1)11頁

<sup>5</sup> 佐伯仁志「組織犯罪への実体法的対応」岩村正彦ほか編『岩波講座・現代の法第6巻 - 現代社会と刑事法』1998年・252頁以下は、「法案は、財産が「犯罪被害財産」（財産に対する罪等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産または当該財産の保有・処分に基づき得た財産をいう）であるときは、これを没収

することができない旨の規定をおいている（13条2項）。没収によって被害者が財産の返還を受けることができないという事態が生じることを避けなければならないのは当然であるが、法案のような解決の仕方がもっとも望ましいものであるかについては議論の余地があるように思われる。なぜなら、犯罪被害財産であるとして国が没収せず、かつ、被害者も返還を求めない場合には、結局、不法な利益が犯罪者の手に残ってしまうからである。また、不法財産の所在がわからなくなってしまうと、被害者は損害の回復を受けることができなくなるおそれが強いので、不法財産をあらかじめ保全することが被害回復のため有効であるが、そのような財産が没収の対象となっていなければ保全の対象とはならない」と指摘する。

<sup>6</sup> 2004（平成16）年3月17日朝日新聞の報道によれば、組織的犯罪処罰法の制定にかかわった渥美東洋中央大学教授は、「制定時に指摘された法の欠点が表面化している。米国のように国がいったん財産を没収し、被害者に配分するなど、より被害者救済ができる法律に改正すべきだ」とコメントされている。

<sup>7</sup> イタリアでは、1992年に恐喝的要求の被害者救済基金創設法が制定され、同法により恐喝被害者のための連帯基金が設立された。この基金の財源は、年間の損害保険料から一定比率（1%）の拠出、国の予算からの支出、及びマフィア型集団からの没収額の2分の1相当額をもって構成される。森下忠「比較法的に見た組織犯罪対策立法」日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会編『注解暴力団対策法』304頁・1997年参照。

<sup>8</sup> アメリカのように没収した財産を基金に入れて、被害者は基金から被害回復を受けるような仕組みも考えられる。前掲注(5)252頁は、一步進めて、「その場合には、被害者の被害回復は、財産的損害に限らず、傷害等の被害も含めて、現行の犯罪被害者給付金制度と一体のものとして構想することもできる」とする。

<sup>9</sup> スイス刑法60条は、「1項 何人かが重罪又は軽罪により損害を被っており、加害者がこの被害者に対して損害を賠償する見込みがないときには、裁判官は、この被害者に対して、裁判又は和解により確定された損害賠償額に至るまで、没収された物及び財産的利益、並びに国に帰属した贈り物及びその他の出捐を若しくはそれらを換価して得られた利益のうちこれから換価費用を除いたもの、並びに、平和解決補償金を、与えることができる。

2項 何人かが重罪又は軽罪により重大な損害を被っており、それにより困窮に陥っているときで、加害者がこの損害を賠償する見込みがないときは、裁判官は、この被害者に対して、有罪の言い渡しを受けた者によって支払われた制裁金も、与えることができる。

3項 この出捐は、被害者の請求に基づきかつ被害者の有する債権の対応部分の国家への譲渡があるときのみ、行なわれる。」と被害者への返還を定める。京藤哲久「スイスの没収制度」町野朔＝林幹人編『現代社会における没収・追徴』256頁・1996年参照。